

○浜田市営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領

令和6年3月29日

(目的)

第1条 本要領は、浜田市都市建設部建築住宅課(以下「建築住宅課」という。)が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週6休以上の現場閉所又は現場休息を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び浜田市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(工事請負業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所又は現場休息の日数の割合(以下「現場閉所率又は現場休息率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨及び積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含むものとし、現場休息率の算出においては、現場休息の日数に現場閉所の日数を含むものとする。
- (6) 4週7休以上4週8休未満 前号において、現場閉所率又は現場休息率が、25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の水準に達する状態をいう。
- (7) 4週6休以上4週7休未満 第5号において、現場閉所率又は現場休息率が、21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、建築住宅課が発注する営繕工事で、当初の設計金額が1,000万円以上のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事

は除く。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 対象期間が1か月以内の工事
- (4) 解体工事
- (5) その他市長が対象外と判断した工事
(発注方式)

第4条 発注方式は、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、分離発注工事の場合は、全ての工事において同一の方式とする。

- (1) 発注者指定方式 市長が週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望方式 工事請負業者が、週休2日に取り組むことを報告する方式
(補正方法)

第5条 対象工事において、次の各号の区分に基づき、現場閉所又は現場休息の状況に応じた補正係数により、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

- (1) 4週8休以上においては1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満においては1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満においては1.01

2 前項における見積単価の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 見積単価作成のため、製造業者及び専門工事業者等に対し見積りを依頼する場合は、現場閉所又は現場休息の条件を提示のうえ徴取を行う。
- (2) 現場閉所又は現場休息の達成状況により、当初の見積条件に変更が生じた場合は、現場閉所又は現場休息の達成条件に応じ見積りを再徴取し、単価の乖離が生じた場合は、単価の入替えを行い、請負代金額を変更する。
(積算方法)

第6条 発注者指定方式については、前条第1項第1号の規定による労務費を補正し、工事費を積算する。ただし、現場閉所又は現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、4週6休以上であっても同項第2号又は第3号の補正は行わないものとする。

2 受注者希望方式については、前条第1項の規定による労務費の補正を行わず工事費を積算する。

次に、工事請負業者からの現場閉所又は現場休息に関する報告書（様式第1号）により、週休2日を希望する場合に限り、その達成状況を当該報告書により確認し、同項各号による労務費の補正を設計変更により行うものとする。なお、当該報告書の提出がなかった場合は、週休2日を希望しないものとみなす。

3 第1項及び第2項の規定は、予算の範囲内とする。

（明示等）

第7条 対象工事であることの明示は、現場説明書により行うものとする。

2 前条第2項の報告書の提出は、建築住宅課と協議のうえ、工事着手日と工事請負契約後14日以内の早い日までに行うものとする。

（現場閉所又は現場休息の確認方法等）

第8条 現場閉所又は現場休息の確認方法は次の各号に定めるものとする。

（1）工事着手前においては、次の各号のとおりとする。

ア 監督員等は、現場閉所又は現場休息の予定日を記載した実施工程表を工事請負業者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。

イ 監督員等は、対象期間の設定として、工事着手日及び工場製作期間などの対象外とする期間を工事請負業者と協議し決定する。

ウ 分離発注工事の工事請負業者は、工事請負業者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。

（2）工事着手後においては、次の各号のとおりとする。

ア 監督員等は、工程の見直し等が生じた場合は、その都度現場閉所又は現場休息の予定日を記載した実施工程表を工事請負業者より受領し、現場閉所又は現場休息の状況を確認する。なお、分離発注工事における実施工程表の修正は、工事請負業者間で調整を行うこと。

イ 監督員等は、工事請負業者が作成した現場閉所又は現場休息の日が記載された実施工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所又は現場休息の日数を確認する。

ウ 工事請負業者は、監督員等による現場閉所又は現場休息の状況の確認のため、実施工程表に現場閉所又は現場休息の日を記載し、監督員等に提出する。

（3）監督員等は、現場閉所又は現場休息の状況の確認にあたり、新たな書類作成等による事務負担が増大しないよう配慮し、既存の書類の活用に努めること。

(4) 監督員等は、現場閉所又は現場休息の前日等に現場閉所又は現場休息の日に作業が発生する指示等を行わないようにすること。

(5) 工事の一時中止などにより、対象外とする期間を変更しなければならない場合は、監督員と工事請負業者で協議すること。

(工期)

第9条 工事請負業者より、第4条第2号に規定する方式による週休2日を行うことの報告があった場合において、工期の延期が必要となるものは、建築住宅課、関係部署及び工事請負業者との協議により、延期期間を決定するものとする。ただし、工期の延期による共通費の増額は行わないものとする。

(工事成績評定)

第10条 市長は、対象期間における現場閉所又は現場休息の達成状況を報告書により確認し、週休2日(4週8休以上に限る。)が確保できている場合は、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「2.施工状況、II工程管理、その他」にて評価する。

なお、週休2日を達成しなかったことによる減点は行わないものとする。

(取引の適正化)

第11条 元請業者は、週休2日の実施にあたり、工期や契約金額等において、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう努めるものとする。

(提出書類の虚偽)

第12条 工事期間中又は工事完了後に第6条第1項及び第2項の達成状況に虚偽等が判明した場合は、不誠実な行為として取扱う場合がある。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

報告者 会社名
現場代理人氏名

週休 2 日促進工事の実施希望報告書

週休 2 日工事の実施希望について、下記のとおり浜田市営繕工事における週休 2 日促進工事試行実施要領第 6 条第 2 項の規定により報告します。

記

- 希望します。（希望される場合は、現場が休みの日を記載した実施工程表を添付してください。）
- 4 週 8 休以上
 - 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満
 - 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
- 希望しません。

※該当部分に☑してください。